

福島市告示第125号

地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、下記の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項の規定に基づき告示します。

令和8年4月17日

福島市長 馬場 雄基

1 指定納付受託者の名称及び所在地

(1) 株式会社東邦カード

福島県福島市大町4番4号

(2) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC 豊洲ビル

2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

(1) 戸籍住民基本台帳関係手数料

(2) 市税関係手数料

3 指定納付受託者に歳入を納入させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで